

【情報館】・特にことわりのないものは**10月1日(水)**から申し込みを受け付けます。・費用などの記載がないものは無料です。



**新しい国民健康保険被保険者証(青色)を郵送**

被保険者の方で新しい保険証が届いていない場合は、ご連絡ください。

旧保険証(茶色)は、市役所1階国保年金課または、まちづくりセンター(並木を除く)に返却するか、個人情報に留意し廃棄してください。

問 国保年金課 ☎2998-9131

**老齢年金の請求**

老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給年齢を迎える方には、日本年金機構から通知が郵送されます。老齢年金の請求手続きができるのは年金受給開始年の誕生日前日以降です。

**郵送時期と郵送物**

① **60歳になる方**：60歳になる月の3カ月前に裁定請求書または年金請求に関するお知らせ

② **65歳になる方**：65歳で受給権が発生する方または、65歳前に既に受給権があり、まだ年金を請求していない方には65歳になる月の3カ月前に裁定請求書

③ **65歳前に厚生年金を受給している方**には、65歳の誕生日に基礎年金部分の裁定請求用がきが郵送されます。

問 所沢年金事務所

**父子福祉資金貸付制度**

父子家庭への支援拡大のため、10月1日から新たに父子福祉資金貸付制度(県の制度)が始まります。対象者、貸付金額などの詳細は、県HP「父子福祉資金」で検索をご覧ください。

問 子育て支援課 ☎2998-9124

**軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成**

問 次の方を満了の方

▼ 所沢市に住居登録をしている18歳未満の方 ▼ 両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象外の方 ▼ 補聴器の装用で言語習得など一定の効果が見込めることと医師が判断する方 ▼ 同一世帯に市民税所得割の額が46万円以上の方がいない方 ▼ 労働者災害補償保険法やその他の法令に基づき補聴器購入費用の助成を受けていない方

助成額 基準額の3分の2

申請に必要なもの 市役所2階子育て支援課に備え付けの申請書、医師意見書、補聴器見積書

問 購入前に申請が必要です。

問 子育て支援課 ☎2998-9223

**所沢市交通災害共済**

対 所沢市に住居登録をしている方  
費 ▼ 大人：600円(3000円)

**夜間納税・相談窓口**

**開設日** 10月1日(水)・31日(金)、11月4日(火) 午後5時15分～8時

災害、けが、病気、失業などで収入が著しく減り、納期限までに納められないときは、お早めにご相談ください。電話による納税相談も受け付けます。



**10月31日(金)は**  
◆市・県民税(第3期)  
◆国民健康保険税(第4期)  
の納期限です

▶ 納付書に記載された納付場所で、納期限までに納めてください。

問 市役所2階収税課 ☎2998-9073

**中学生以下：300円(1500円)**

◎ かつこ内は10月1日(水)以降に加入した場合の会費です。

共済期間 申込日～平成27年3月31日(火)

対象となる事故 ①自動車、バイク、自転車などの車両による人身事故

(自損事故含む) ②電車やバスに乗車中の人身事故 ③歩行中の車両との衝突や接触による人身事故

◎ 国内で発生した事故に限り、申請費を添えて、市役所2階交通安全課または、まちづくりセンターへ直接

問 交通安全課 ☎2998-9140

**義援金箱を設置**

被災者に対する義援金箱を市役所1階総合案内に設置しています。



◆京都府・兵庫県丹波市豪雨災害

◆徳島県台風11号・12号災害

◆設置期限 10月31日(金)

◆広島県大雨災害

◆設置期限 12月26日(金)

◆長野県南木曾町豪雨災害

◆設置期限 平成27年3月31日(火)

問 福祉総務課 ☎2998-9113

**所沢市畜場の空調設備工事**

工事期間中は、式場や控室などの利用を一部制限します。利用者の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事期間 10月1日(水)～12月31日(水)

問 市民課 ☎2998-9087

**障害児通所支援事業**

就学前の発達に遅れのある児童の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っています。

◆松原学園

所在地/電話 中富1535-1/☎2990-1348

知的障害・発達障害があり、入園年度当初の年齢が3歳以上の未就学の児童

◆かしの木学園

所在地/電話 中富1535-3/☎2942-4024

対 身体・知的・発達障害のある未就学の児童

◎ 各施設では、平成27年4月からの利用相談も受け付けています。また、他にも発達に遅れのある児童の訓練施設があります。

問 子育て支援課 ☎2998-9223

**歯科診療所あおぞら**

①在宅要介護高齢者歯科診療  
診療日時 日曜日午前9時～午後0時30分(要申し込み)

対 市内在住の原則65歳以上で在宅の寝たきり状態の方

②障害児者歯科診療  
診療日時 木曜日午前9時～午後0時30分(要申し込み)

対 市内在住で一般の歯科診療所では診療が困難な心身障害児者

③休日緊急歯科診療  
診療日時 日曜日、祝休日(1月1日を除く) 午前9時～11時30分(直接来院)

◎ いずれも診療日に変更になる場合があります。

問 歯科診療所あおぞら(保健センター内/上安松1224-1) ☎2995-1171

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス開設**

◆24時間ホームケアほほえみ事業種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

所在地 小手指町4-18-1

開設予定 10月2日(水)

運営法人 社会福祉法人桑の実会 ☎2947-3915

**ストップ！障害者虐待**

市では、次の委託相談支援事業所

**超親切な市役所へ!**

**休日開庁(毎月第2・第4土曜日の午前中)**

**10月の休日開庁日** 10月11日(土)・25日(土) 午前8時30分～午後0時30分

取り扱い業務	開庁窓口
①転入・転出・転居などの異動届②印鑑登録③住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書などの各種証明書の交付④住民基本台帳カードの申請・交付	市役所1階市民課 ☎2998-9087
⑤国民健康保険・国民年金の手続き	市役所1階国保年金課 ☎2998-9131(国民健康保険担当) ☎2998-9095(国民年金担当)
⑥課税・非課税証明書、納税証明書の交付	市役所2階市民税課 ☎2998-9064
⑦市税の納付⑧納税相談	市役所2階収税課 ☎2998-9073
上記①～⑦の業務	まちづくりセンター(並木を除く)

◎ 取り扱い業務の詳細は、事前にお問い合わせの上、お越しください。

事業所名(社会福祉法人)	所在地	電話番号
安心会 所沢しあわせの里	東狭山ヶ丘 5-916-3	2921-5566
藤の実会 生活支援ルーム さぼっと	北原町935-1	2992-7888
皆成会 地域生活支援センター ぽぷり	緑町4-7-13 安藤ビル1階	2924-2255
所沢しいのき会 地域生活支援センター 所沢どんぐり	北秋津790-2	2993-8585
所沢市社会福祉協議会 とろろがわがわが者相談支援センター	宮本町1-1-2	2929-1705

などで障害者虐待に関する通報・届出の受理、相談・支援などを行っています。

場 市役所1階市民情報センター、まちづくりセンター(並木を除く)  
価格 500円(税込み)  
サイズ 14cm×8.5cm  
規格/色 ▼ 月間予定表部分横野式/黒 ▼ 月間予定表部分分目式/グレイッシュブルー

問 文書行政課 ☎2998-9043

**浄化槽をお使いの方は年1回法定検査の受検が必要です**

浄化槽の清掃や保守点検とは別に法定検査(浄化槽からの放流水などを調べる浄化機能検査)の受検が浄化槽法で定められています。

法定検査手数料 5,000円(10人槽以下の家庭用浄化槽)  
検査機関・問 (一社) 埼玉環境検査研究協会 ☎048-649-151

**埼玉版家庭のエコ診断**

県HP「エコ診断」で検索)では、各家庭の二酸化炭素の排出状況に応じた省エネ対策とその効果が見えます。ぜひご利用ください。



問 県・温暖化対策課 ☎048-830-3033